小樽・北しりべし成年後見センター
・・・認知症高齢者等の安全安心を守るためのセーフティーネット・・・

市町村名：小樽市、余市町、仁木町、古平町、積丹町、赤井川村
管内人口：約 17 万人
地域概況：　小樽市は、海、山、坂など変化に富み、天然の良港を有する後志管内唯一の市である。近年は運河や歴史的建造物など小樽の魅力として発信され、国内外から年間約 600 万人の観光客が訪れている。5 町村においては、温暖な気候と農産物、海産物など豊かな自然の恵みのもとで、景観と食を提供するイベント等が開催されており、それぞれに特色ある町として発展してきている。

1　取組のきっかけ・経過

小樽市の人口は約 13.5 万人、高齢者人口は約 4.1 万人、高齢化率は 31％を超えており、平成 32 年には 40％に達すると予想されている。高齢者認知症の発症率を８％と仮定し、知的・精神障がい者の方々を含めると、3,000 人以上もの人達が今後自立した生活が難しくなる状況とも考えられ、こういった方々の安心、安全な生活を確保するための仕組みづくりが喫緊の課題となっている。

このような状況下、小樽市において実際に成年後見人として活動している弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職、また数年前から市民後見人養成事業を実施している小樽市高齢者懇談会「杜のつどい」の方々などを中心に発足した「小樽市における成年後見センター設立及び市民後見人養成についての検討委員会」から、成年後見センター設立を強く訴える調査報告書が小樽市に提出された。

調査報告にあたって後見専門職による福祉施設等へのヒアリング調査が実施されたが、「認知症高齢者にあっては、年金の引出しが容易にできず、電気代やガス料金を滞納し、挙げ句の果てにアパートを追い出され、野宿しているうちに身柄を保護されるようなケース」、「知的・精神障がい者入所施設においては、親が保護者となっていることが多いが、親の高齢化によって次第に兄弟、甥、姪、従兄弟に替わり、本人との関係が必ずしも親密ではないのに身元保証人となって本人の財産を管理しているケース」等々認知高齢者や知的・精神障がい者の日常生活や財産を脅かされる可能性のある危うい状況が判明した。上述の調査報告書を受け、小樽市において成年後見センターの設置について精力的に検討され、法人後見を担う実施主体として社会福祉協議会が選定された。21 年春に設置要望を受け僅か３ヶ月後の選定であったが、これを受けて本会としても本格的に平成 22 年度の事業開始に向けた準備が始まった。

【定住自立圏構想】
センターの設置については、国の定住自立圏構想として小樽市を中心市とした北後志６市町村の広域事業メニューの一つとして位置づけられ、小樽市と５町村間（余市町、仁木町、古平町、積丹町、赤井川村）で事業実施に向けた協定が締結されることとなった。広域町村の連携による成年後見事業の取組みについては、小樽市に先行して余市町が中心となって検討していた経緯があり、６市町村事業としての組み立ては比較的容易に進められた。

２　事業（活動）内容

平成 22 年 4 月、市民周知と利用者利便を図るため、「小樽・北しりべし成年後見センター」が小樽市中心商店街の一角に設置され、高齢者等の総合相談窓口として連携して機能するため、中部地域包括支援センターも同フロアに移転した。包括支援センターには、社会福祉士、保健師、主任ケアマネージャーの専門職が配置され、権利擁護に関することを含め高齢者からの様々な相談に応じているため、後見センター職員と相互に情報連携を図ることが必要と考えたものである。

＜体制＞

センターの事業を適切かつ効果的に推進するため、後見専門職、福祉専門職、市町村職員等で構成する運営委員会（委員 20 名）を設置するとともに、運営委員には 4 つの専門部会のメンバーとして、受任ケースの対応協議や市民後見人の養成、後見事業に関する調査研究等について検討、協議をしていただいている。また、センターの事業執行が公正かつ適正に行われるための監視機関として学識経験者等による適正化委員会を、受任ケースの財産管理の状況を監査する監査委員をそれぞれ設置している。（図参照）

成年後見制度には、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ選定した代理人に、療養看護や財産管理についての代理権を与える契約を公正証書で締結する「任意後見」と、認知症、知的障がい、精神障がいなど精神上の障がいにより、判断能力が欠けているのが通常の状態にある方を保護・支援する「法定後見」がある。

本センターでは、後者の法定後見制度に基づいて、成年後見人、保佐人、補助人を法人後見として専門職後見人と市民後見人が対になって活動する方法を取っているが、実際に成年後見人等の受任をしていただいている専門職は 9 名、市民後見人は 12 名であり、十分な体制とは言えない状況にある。

また、専門職後見人と市民後見人の役割分担や事務局のバックアップ体制が必ずしも明確になっていないため、一定程度マニュアル化することが必要と考えている。

３　成果・効果

成年後見に関する相談等の件数は、事業スタートから 1 年足らずで約 500 件、このうち首長申立 30 件、受任 20 件に達する見込みで、当初予定した以上の利用状況となっている。センターでは、親族がおらず資産に乏しい方を主な利用対象者としていたが、親族後見についての相談、支援もかなり多く、一件あたりの相談対応にもかなりの時間を要する状況であり、埋もれていた潜在需要がいかに多いかが伺われる。

一方、市民後見人養成講座の各講座には、多数の受講生の参加をいただき、この中で専門的な知識の習得や受任ケース事例の学習、受講生の交流等が図られた。と同時に市民への制度周知や理解も深まったと考えている。

先進地の視察として、大阪市成年後見支援センターと品川成年後見センターを訪問した。財政、組織・職員体制、福祉・医療機関等との協力連携等々、あらゆる面において本センターと比べるべくもないが、市民後見人の養成、市民後見人のバックアップ体制の構築についても今後の本センターの目指すべき方向を示唆するものであり、大いに参考となるものであった。

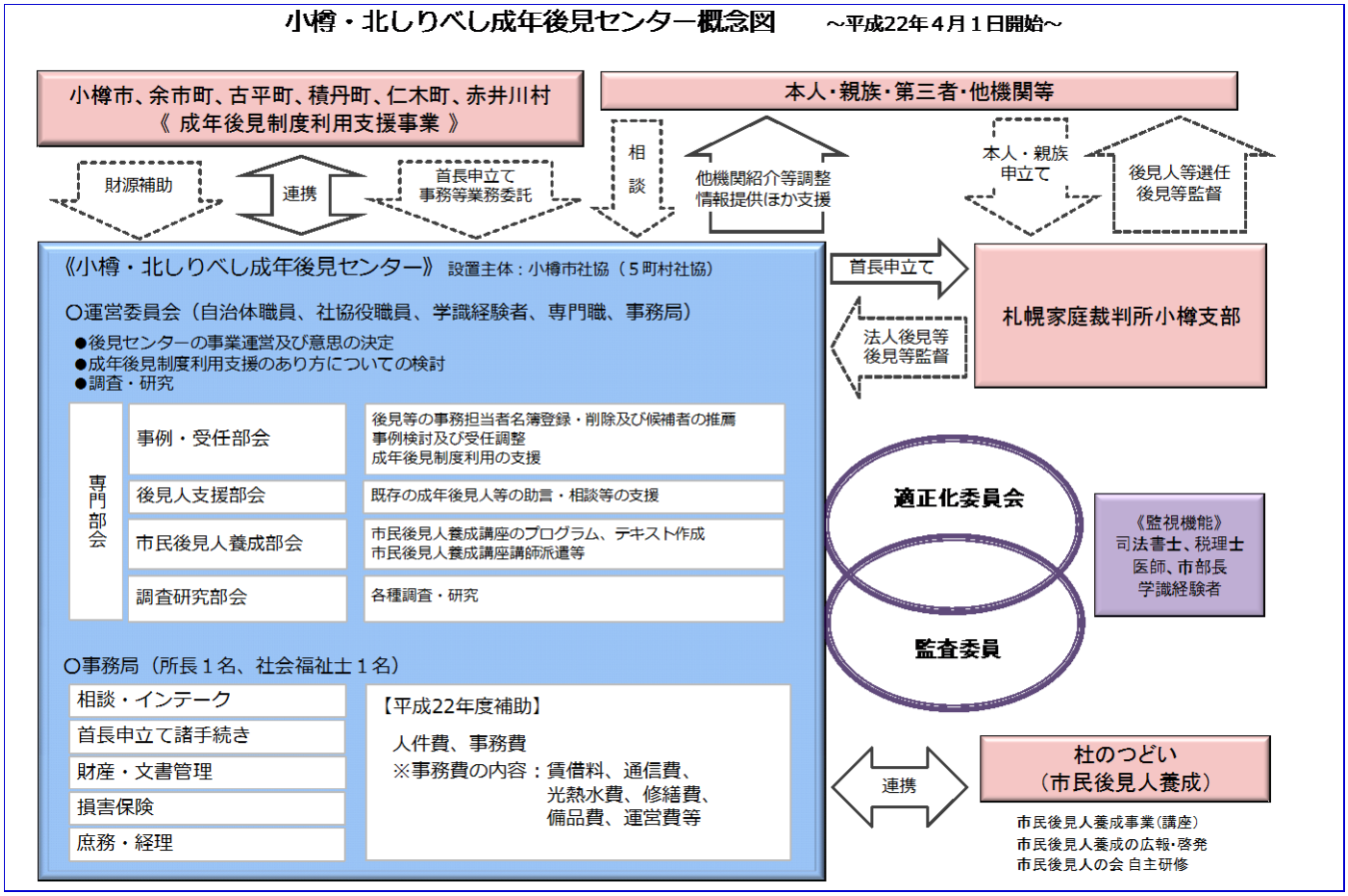

杜のつどい

地域コミュニティの形成、協働と支え合い、世代間交流、高齢者生きがいづくりなどをキーワードに、平成 17 年４月小樽市高齢者懇談会「杜のつどい」が会員約 100 名でスタートした。小樽市のサポートを受けながら、杜のひろば（小樽市産業会館内）を拠点として、パソコン教室、子育て支援、認知症予防、フリーマーケット、各種講演会・イベントの開催等々多種多彩なメニューを会員自らが企画し、実施している。

平成 19 年度から市民後見人養成講座など成年後見制度についての学習や市民周知活動を開始し、これら一連の活動が成年後見センター設置を実現するための道筋をつける大きな原動力となった。会員は現在約 600 名、これまでの活動が認められ内閣府から全国表彰を受賞した。

4　課題・これから

今後増えることが確実視される後見需要に対応するためには、後見専門職の協力を仰ぎながら、いかに市民後見人の養成、充実を図っていくかが最も重要なことである。

国においては、平成 23 年度の認知症施策として市民後見推進事業を新規に位置づけ、市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進することを強く打ち出している。

小樽・北しりべし成年後見センターは、正しくこの施策に先んじて取組を始めたことになるが、前述のとおり万全の準備が整わない中での事業スタートを余儀なくされ、市民後見人の確保、後見人報酬、組織体制、受任ケースの対応処理などクリアしなければならない課題がいまだに山積して

いる。

また、センターが小樽市に設置されたことから、小樽市民の利用が大半を占めているが、今後は５町村の住民の皆さんの利用を促進するため、５町村及び５町村社協による住民周知をお願いするとともに、５町村での出前相談会の開催を実施したいと考えている。

このような状況下にあるが、今後とも小樽・北後志６市町村のご支援と専門職の諸先生、市民後見人の皆さん、杜のつどい、福祉・医療関係団体各位にご協力をいただきながら、６市町村の住民のセーフティーネットとして、支えを必要とする方々の負託に応えていきたい。

問合せ先：(社)小樽市社会福祉協議会　　℡ 0134-23-3653